

# 地方自治法施行規則の一部を改正する省令の概要

## 1. 改正の背景・概要

ネットワークの相互接続の進展により、一つの地方公共団体のセキュリティ対策の不備が、他の団体や国のサイバーセキュリティに対する脅威となり、その安全性や信頼性に影響を与える蓋然性が高くなることが想定されるため、地方公共団体のサイバーセキュリティ対策を強化するべく、令和6年の地方自治法改正によって、第11章「情報システム」の章が新設された。「情報システム」の章中、第244条の5第2項においては、「普通地方公共団体は、その事務処理に係る情報システムの利用に当たって、サイバーセキュリティ（中略）の確保、個人情報の保護その他の当該情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない」と規定されている。

本省令は、地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策の実効性確保のため、改正地方自治法に基づき地方公共団体が講ずべき措置について、法令上細目化するもの。

## 2. 省令の概要

[本則]

地方公共団体が講ずべき措置の細目を定める（第16条の3）

[附則]

- 第一項（施行期日）
- 第二項（経過措置）

## 3. 施行期日

令和9年7月1日